

令和6年4月1日～令和7年2月28日 購入分

※令和7年2月28日までに申請

自転車用ヘルメット 購入費の一部を補助します



かならず
ヘルメットを
つけよう！



対象者

次の①②のどちらも該当する人

- ①岩倉市に居住し、住民票がある人
- ②申請年度中に満7～18歳、満65歳以上となる人
※満65歳以上の方は本人の申請に限る

詳細は裏面または市ホームページをご確認ください。



補助額

購入金額の2分の1（上限2,000円、100円未満切り捨て）

- 令和5年4月から道路交通法の改正に伴い、全国で全年齢の自転車利用者のヘルメット着用が、**努力義務**となることが定められました。
- 交通事故に遭った際、ヘルメット着用時の頭部損傷による死亡の割合は非着用時と比較して**4分の1に低減**されると言われていますので、ヘルメットの着用に心掛けましょう。

問合せ先

岩倉市役所協働安全課（6階）

防災安全G






TEL：0587-38-5831

開庁日・時間：月曜日～金曜日 8時30分～17時15分（年末年始・祝日除く）

補助対象となるヘルメット

- ・令和6年4月1日～令和7年2月28日の期間に購入した新品のもの
- ・下記安全認証を受けたもの。

安全認証

| | | |
|---|-------------|--|
|  | SGマーク | 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したもの |
|  | JCFマーク | 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したもの |
|  | CEマーク | 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したもの（CEマークにおける「EN1078」に限る。） |
|  | GSマーク | ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したもの |
|  | CPSC マーク | 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したもの |

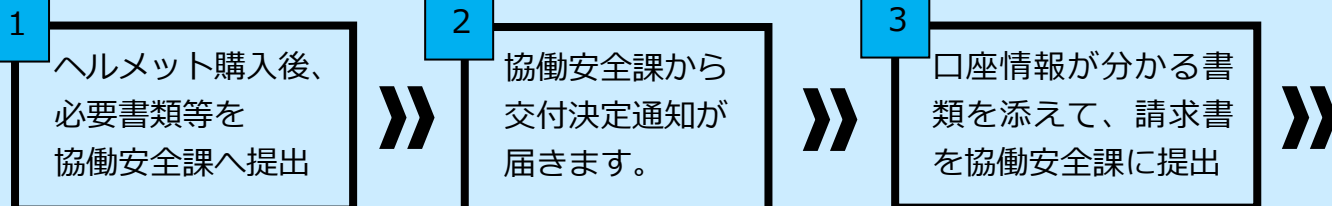
必要書類等

必要書類のダウンロードはこちら



- ① 補助金交付申請書兼実績報告書
- ② 領収書その他支払いが確認できる書類の写し（購入金額、購入日、品名や品番、店舗情報の記載があるもの）
※満65歳以上の方は本人の購入のみ補助対象
- ③ 安全認証を受けていることが分かるものの写し（カタログ、パンフレット、説明書等）

申請の流れ



- ※購入した本人しか申請できません。
- ※購入店舗の指定はありません。
- ※購入した年度内に必ず申請をしてください。
- ※予算の範囲内での実施となります。
- ※郵送及び「あいち電子申請・届出システム」（下記 URL 又は右図 QR コード参照）での申請も可能です。

↓あいち電子申請・届出システム↓

あいち電子申請・届出システム



https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-iwakura-aichi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=91001